

<論文>

「指紋」の隔たり——古畑種基「指紋」(1926)と林熊生「指紋」(1943)

井上 貴 翔 (看護福祉学部・大学教育開発センター)

抄録：本論は、古畑種基による「指紋」と林熊生（金関丈夫）による「指紋」という、二つの探偵小説の比較を試み、それを通じて、戦間期日本の指紋言説における問題について論じるものである。二つのテキストの連続からは指紋言説におけるナショナリズム的欲望を、そしてその断絶からは指紋への眼差しの転換を、それぞれ看取することができた。

キーワード：指紋、探偵小説、戦間期日本、古畑種基、金関丈夫、林熊生

序

本論では、主に1920-30年代を中心とした、戦間期とも呼ばれる時期に、日本で人類学的な仕事を精力的に行っていた二人の学者——古畑種基（1891-1975）と金関丈夫（1897-1983）——によって別々に発表された、「指紋」というタイトルを持つ小説作品の比較、対照を行う。それを通じて、同時期の指紋を主題とした言表——指紋言説の編制とその実践の推移を明らかにし、そこに潜む問題機軸の糸口を提示することが目的となる。いずれの「指紋」も探偵小説に分類されるもので、現在ではほとんど無名の作品だろう。だが、二つの「指紋」における連続と断絶には、指紋言説やその実践、探偵小説といったものにおける歴史的な重層や連繋がはっきりと顔を覗かせているのだ。

一柳廣孝は、探偵小説を「犯罪者が身を潜める大都市の成立、彼らを追う科学的な警察制度の確立、犯罪事件をセンセーショナルに報じるメディアの発達、その読者たる「大衆」の登場、などの諸要素によって織り成される複合的な構築物」^[注1]として捉えているが、それはつまり、歴史的・文化的・社会的な「諸要素」が交叉し織り成すある種の〈場〉として探偵小説が、ひいては小説作品が存在することを示しているだろう（ただし、ここ

での「諸要素」という言葉はスタティックな印象を与えるため、それ自体、変形する可能性があるという意味を込めて、本論では「諸力線」という言葉を用いたい^[注2]）。本論もそうした指摘を前提としたものだが、そのような視点を取ることで先行研究が陥っていた隘路を回避することが可能となる。

古畑種基と金関丈夫。この二人についての決して多いとは言えない先行研究では、ほとんど常に彼らの政治性やイデオロギー的立場が問題の俎上に挙げられてきた。それは後に確認するように、彼らのテキストについても同様である^[注3]。しかし、そのテキストを前述のような〈場〉として捉えたとき、書き手という主体の意図や思想は、あくまで「歴史的・文化的・社会的」な「諸力線」の一つでしかない。そこにテキストを自閉させるのではなく、「諸力線」の交叉それ自体に着目し、同時代的な、ある言表としてテキストを捉えること。そのことによって見えてくる回路が確かに存在する。では、二つの「指紋」という〈場〉は、我々の前にどのような回路を開いてくれるのだろうか。

2

まず二つの「指紋」の梗概を確認しておこう^[注4]。古畑種基による唯一の探偵小説でもある「指紋」は、次の

ようなテキストである^{〔注5〕}。

ベルリンに留学中の語り手「私」は、ある日、街頭で血相を変えた日本人に出会う。それには以下のような事情が存在した。彼は先ほど、あるカフェで非合法の両替商に両替を頼んでいた。その際、詐欺に気付いたため、相手を捕まえようとしたが逃げられてしまった。さらに男が元のカフェに戻ってくると、今度は店に置きっぱなしにしていた、パスポートや財布入りの荷物が盗まれており、店員からも「あなたはこの店には来ていない」と冷たくあしらわれてしまう。つまり詐欺師と店員が手を組んで、彼を引っかけたようなのだ。そこで「私」は彼と共にそのカフェへ向かい、持っていた粉を使って指紋が検出されないかを試すと、一つのテーブルから彼の指紋が検出された。これこそ、彼がこの店にいた証拠だと「私」が店員に主張すると、店員は即座に荷物を返してきた。

一方、金関版「指紋」は、金関が^{りんゆうせい}林熊生名義で連載していた「船中の殺人」(『台湾警察時報』[1941年8-12月])を、単行本として1943年に台湾で刊行する際に、書き下ろし作品として収録されたものである^{〔注6〕}。その梗概は以下のようなものだ。

陳天籟は、過去に台湾で犯罪に手を染め警察に追われることとなったため、^{アモイ}廈門や香港などを転々としていたが、劉永泰という人物の戸籍や旅券を手に入れることで、劉として八年ぶりに台湾の台北に戻ってきていた。昔の仲間、鄭龍根と太平町にて金庫破りをするが、その際、現場に自らの指紋を残してきてしまう。さらに運の悪いことに、陳天籟のことをその昔からよく知っている今井刑事に街で偶然遭遇し、顔を見られてしまう。そこで彼は、誰ともわからない死亡寸前の乞食を探してくるよう、鄭に指示する。そして鄭が連れてきた乞食の指紋を、潜りの医者である周混淵に頼んで、自らの指紋の代わりに指先に移植してもらった。数日後の新聞では、その乞食が行き倒れて死亡したという記事が報じられる(後にこの乞食は、周混淵の兄、周混淵だったことがわかる)。安心しきった陳は、彼を捕らえにきた今井刑事に、私は陳天籟などという人物ではなく、劉永泰だと自信を持って主張する。陳の顔を知っているために取り合わない今井刑事だが、彼の指紋が、すでに警察に登録されている陳のものとは異なっていることを知らされ、愕然とする。陳がほくそ笑みながら帰ろうとしたまさにその時、たった今、採取した陳の指紋を、指紋登録表と照合していた警官が飛び込んでくる。しばらく前に起こった殺人事件の、凶器に残されていた指紋と、彼の指紋が一致することに気づいたのだ。つまり死亡した乞食が、その殺人事件の犯人だったのである。しかしそのようなことを知るはずもない警察は、陳を殺人犯とみなすの

だった。

まずこれらについての先行研究を整理しておきたい。古畑版「指紋」に触れた論考はおよそ見当たらないが、金関版「指紋」に関しては星名宏修が二度にわたって論じている。星名はまず先行研究に依りつつ、探偵小説を共同体の〈秩序回復〉の物語として捉え、金関版「指紋」も日本統治下の台湾という植民地において、日本側の〈秩序〉を回復する構造を持っていると考察する。また当時的人类学では、骨格などの身体部位の計測によって人種や民族の同一性と差異を検証する形質人類学が盛んであり、金関にとっては指紋もそうした身体部位の一つだったのではないかと指摘し、それを踏まえてテキストの結末を次のように捉える。当時の「科学捜査」の敗北のように見えるこの結末だが、指紋よりも骨のほうがより確実な個人識別手段と考えていた金関にとって、この結末はあくまで、指紋による人物同定が不確実であることを描いたに過ぎないのだという。また当時、台湾人作家によって、「日本人」と「台湾人」の間の差異をいかに乗り越えるかを模索した皇民文学がもてはやされていたが、金関自身はそのような差異の乗り越えは不可能だと認識しており、そうした作家への金関による辛辣な皮肉が、テキストにおける陳天籟の「悲劇」に込められているのでは、とも推測している^{〔注7〕}。また、別の論考において星名はこの結末を再考察しているが、そこではこの「悲劇」を、指紋によって個人を管理する法システムを攪乱したことへの「懲罰」だと位置づけている^{〔注8〕}。以上、星名はいずれの論でも基本的に、金関自身の当時のイデオロギー的立場をストレートに表象したものとして、金関版「指紋」の結末を読み込んでいると言えよう。

彼の論はいくつかの点で示唆に富んだ重要なものだが、テキストをあまりにも作者の政治性に引きつけて読んでいる点、そしてテキストを取り巻く状況、特に指紋言説の調査がほとんど行われていない点を看過してしまうわけにはいかない。すなわち星名は、指紋という重要なファクターに注目しつつも、金関の政治性を論じることに捕らわれるあまり、テキストにおける「諸力線」の交叉、あるいは指紋を主題とした言表という観点を捨象してしまっているのだ。

星名はあくまで推測として論じているが、指紋によって民族的差異を判別するという研究を、金関が行っていたことは確かである。しかしそうした彼の研究が、当時の状況においていかなる位置にあったのかを見ておく必要があるはずだ。そこでまず以下では、当時の日本における指紋の言説編制について、簡潔に整理する。そのうえで改めて、星名らを参照しつつ、二つの「指紋」の構造を抽出し、比較を試みたい。そうすることで、金関版「指紋」というテキストの論点が浮かび上がってくるだ

ろう。

当時、指紋は「犯罪捜査に活用されると同時に、ある人間集団（人種・民族）の同一性と差異を検証する「基礎科学」のデータとして異民族統治に応用することが期待されていたのである」^{〔注9〕}と星名は整理しているが、戦間期日本において、指紋という部位にはさらなる欲望の眼差しが向けられていた。これについてはすでに論じたことがある^{〔注10〕}。この時期、指紋は、一方では犯罪者に限らず、社会的に「危険」とみなされた異分子的存在——犯罪者や精神病者、共産党員、さらには出稼ぎ労働者など——の管理を、その登録によって容易に行うことが可能なものとして語られ、その一方では、民族的差異に限らず、親子関係や個人の性質、性格、運命、あるいは潜在的な犯罪可能性すらも、読み取ることが可能なものとして語られていたのだ。

このうち、指紋から親子関係や民族的差異を判別するという言説は、血に関する同じような言説とともに、当時の国家的なイデオロギーであり、戦時体制へと向かうなかでナショナリズムの土台の一つともなっていた家族国家観を補強するものでもあった。端的にまとめるならば、指紋をめぐる言説編制には当時、植民地獲得に向けて邁進していく「帝国日本」を強固に縁取るという、ナショナリズムに寄与する働きが期待されていたことが看取できるのだ^{〔注11〕}。そして「国家」をまとめるという点においては、指紋によって社会における異分子を見つけ出し、さらに登録・管理するという、その他の指紋言説も同じ台座を共有している。なぜなら、それらは、「国家」や社会という共同体の外延を決定するという行為に他ならないからだ。

こうした当時の言説状況は、指紋を題材とした同時期の諸テキストに、少なからず影響を与えているのだが、本論で取り上げる二つの「指紋」においても、それは同様である。そのわかりやすい例は、金関版「指紋」の結末だろう。結局のところ、犯罪者は指紋によって把握されるのだという結末は、指紋からその個人の犯罪性や危険性が判別できる、換言すれば、犯罪者には犯罪者の指紋があるという、当時の指紋言説をコノテーションとして含んでいる。先に述べたように、星名はこの結末について、ほとんど金関の政治性という観点からのみ読み解いている（「指紋」の結末からは、個人の信念によって生物学的な同一性（「宿命的な障壁」）を乗り越えようと試みる同時代の皇民文学に対する、金関丈夫の辛辣な視線を読みとることはできないだろうか」^{〔注12〕}、「人類学者の金関丈夫は、小説という虚構においても、同一性の攪乱者を許そうとはしなかったのである」^{〔注13〕}）が、むしろ同時代的な指紋の言説編制という観点から理解した方が自然ではないだろうか。

実際、台湾においても、南條博和という人物を中心に、根強くこの種の言説は生産されていた。例えば南條は、1920年代後半から、『台湾警察協会雑誌』に「指紋と犯罪」という連載を持っており、そこで指紋から個人の犯罪性を判別することについて、盛んに論じている^{〔注14〕}。そして次節で確認するように、以上のような指紋言説は、テキストの構造とも密接に関連しているのである。

3

本節ではまず、二つの「指紋」の構造を抽出し、それがどのような点で当時の指紋言説と関係しているのを見ていく。これらはどのような構造を持っているのだろうか。最初のポイントとして、これらが探偵小説的な構造、すなわち〈探偵／犯罪者〉、〈被害者／犯罪者〉という二項関係を持っていることが挙げられよう。

星名も参照項としているが、金関による別の探偵小説である「龍山寺の曹老人」シリーズについて、当時の台湾や金関を取り巻く状況に目を配りつつ論じているのが、浦谷和弘だ^{〔注15〕}。彼による評価は、次の部分に象徴されているだろう。「探偵小説の〈名探偵〉と〈犯罪者〉の関係の図式が、共同体の中心と周縁、植民地の宗主国と被植民地との関係の図式に微妙に重なってくる」。これを受けての浦谷の結論は、「林熊生は、〈台湾人〉に対して〈教育〉するの必要を感じており」、探偵小説を書くことで「確信犯的にそれを行なった」というものであり、星名ら他の先行研究と同様、テキストを作者である金関の政治的な意図へと回収してしまっている。とはいえ、先行研究を参照しつつ、金関のテキストに探偵小説と植民地の繋がりという問題系を見出している点は重要だろう。

正木恒夫や池田浩士はシャーロック・ホームズシリーズにおいて、多くの事件の原因や犯罪者がイギリスの植民地と関連づけられていることを指摘し、探偵小説的構造と〈植民／被植民〉という構造の親和性を論じている^{〔注16〕}。つまり、ホームズという帝国側の探偵によって、事件の原因として植民地の深い関与が指摘されたり、被植民者の犯罪者が断罪されたりするというコロニアルな構造を持っているというのだ。

こうした親和性は、日本の探偵小説においても指摘できるものである。日露戦争以降、日本は植民地を獲得していく「帝国」として自らを位置づけ、巨大に膨張していく。その動きは1920年代から30年代にかけて、特に「満州国」建国をその頂点の一つとして、さらなる勢いで加速していくことになるが、そのほぼ同時期にジャンルの形成を目指していった探偵小説にも、そうした過程にある構造が如実に取りこまれているのである。このとき〈植民／被植民〉という構造は、ナショナリズムの欲望

とも重なることで、〈日本人／外国人〉という構造にもスライドしていく。以上のような指摘を念頭に置いてみたとき、二つの「指紋」がいずれも、そうした二項対立的図式を持っていることがわかる。

まず登場人物に目を向けると、古畑版「指紋」では〈探偵／犯罪者〉が〈日本人／外国人〉と重ね合わされている。一方、金関版「指紋」で、名を持つ主要登場人物は五人いるが、探偵役である今井刑事のみが〈日本人〉で、犯罪者である他の四人は〈中国人〉、もしくは〈台湾本島人〉として設定されている。ここでは〈植民／被植民〉、〈日本人／外国人〉、そして〈探偵／犯罪者〉という三つの二項対立図式が、密かに結びつけられているのだ^[注17]。

場の表象についても同様である。このテキストは、「晝も薄暗い、じめじめとした、とある路地の中」の「陰惨そのもの、やうな一角」にある料理屋から始まる。そこは指紋の交換手術という悪事が遂行される場所であり、先の犯罪者が一同に会するところだが、そのような場所に「萬華の龍山寺」という具体的な地名が与えられている。また身分を偽っている陳はともかく、鄭龍根はその「細民窟」に住んでいるのだし、また乞食であり強盗犯でもある周混淵は、その近くの収容所で見つけ出され、その後、龍山寺で行き倒れることになる。そのような場所は、ことごとく右記のように負のイメージを付加した上で、表象されているのだ。ここにあるのは、植民者である日本人が植民地空間を眼差したときに生み出される、オリエンタリズムのイメージである^[注18]。

また、作中で陳が逃亡時代に転々とするマカオ、香港といった都市は、当時の日本と中国の国境付近、つまり植民地を含めた日本という「国家」の周縁に位置している。「晝も薄暗い」、「じめじめとした」、「陰惨そのもの、やうな」萬華（の龍山寺）付近、あるいは香港などの国境付近から、犯罪者は到来するとされているわけだ。つまり、先の〈植民／被植民〉と〈探偵／犯罪者〉という構図の結びつきは、さらに台北という都市の内部における〈コスモス／カオス〉、あるいは植民地台湾における〈中心（台北）／周縁（香港、マカオ）〉とも、場所論的に結びつけられているのである。

このように、二つの「指紋」は、どちらも〈日本人／外国人〉という二項対立図式を様々に変奏していくことで成立している。逆に言うならば、こうした二項対立図式こそが、二つの「指紋」の通底音として流れているのだ。そしてさらに重要なのは、いずれのテキストにおいても、指紋という要素が日本側に有利をもたらすものとして機能している点だろう。探偵あるいは被害者側の〈日本人〉が、指紋による個人識別技術によって〈外国人〉による犯罪を暴くという構造がそこにはあるのだ。

前節で確認したように、当時、指紋は家族国家観を補強するものとして、あるいは当時における異分子的存在を可視化および管理するものとして、ナショナリズム的な欲望とともに語られていた。ここまで確認したような二つの「指紋」の構造は、明らかにこうした同時代的状況と結びついている。

ベルリンという異国の都市において、日本人をだますドイツ人と、その犯罪を指紋によって暴く日本人という構造を持つ、古畑版「指紋」。あるいは、〈日本人／外国人〉という対立構造を、まずは〈植民／被植民〉に重ね、それを役柄としての〈探偵／犯罪者〉、場所論的な〈中心／周縁〉といったものへと連繋させていき、やはり指紋によって犯罪者を指摘する、金関版「指紋」。

古畑と金関という二人の学者による「指紋」というテキストは、ひとまずは以上のようにまとめられる。それらは、当時の指紋言説に託されていた欲望を、探偵小説的構造と結びつけ、増幅させているテキストとして定位することができるだろう。しかし、古畑と金関の間に存する、ある種の隔たりに注目することで、事態は異なる様相を呈し始める。

4

では、二者間の隔たりとは何か。それは、それぞれの指紋研究における隔たりであり、それぞれの「指紋」における外的および内的な隔たりである。具体的に言うならば、当時の言説状況のなか、どちらも指紋に対して人類学的なアプローチをとっていた古畑と金関だが、彼らの研究には大きな温度差があるように思われる。そしておそらく、こうした二人の隔たりは、それぞれのテキストが発表された時期という（外的な）隔たり、そしてテキスト内における指紋の機能の（内的な）隔たりとも関連しつつ、金関版「指紋」というテキストが持つ、重要な論点を浮かび上がらせるものとなっているだろう。

まず、古畑と金関の指紋に関する研究からその隔たりを探ってみよう。結論から述べてしまうなら、指紋研究に熱心に取り組んでいた古畑とは大きく異なり、金関は指紋研究にはあまり明示的な関与をしていないのである。それは単純に、論文の量から明らかだろう。古畑は1924年に金沢医科大学に職を得て以来、指紋研究を継続的に行っていた。自身の同僚や門下生をも巻き込んだその研究は、『人類学雑誌』や『犯罪学雑誌』などで盛んに発表され、1930年代にはそれらを集成した論文集を三冊にわたり刊行しているほどだった^[注19]。また1943年には、パラオ島民に対して行った指紋調査の結果を報告している^[注20]。つまり彼の指紋への情熱は、終戦直前まで衰えることはなかった（そしてそれは戦後も継続していく）。

一方、古畑とほぼ同時期に人類学者として活動していた金関だが、彼の指紋に関する研究は古畑に比較してみたとき、驚くほど少ない。管見の限りでは、「生蕃人手足の理紋に就いて」^{〔注21〕}や「海南島住民の手掌紋に就いて」^{〔注22〕}程度にとどまり、しかもそれらは指紋ではなく、むしろ掌紋をメインに据えている。このことは台湾、あるいは台北帝国大学という、当時の金関を取り巻く環境に起因するというわけでもなさそうだ。なぜなら、金関と同時期に台北大学医学部に赴任した忽那将愛、あるいはその後、赴任した久保忠夫などは、指紋に関する研究を盛んに行っており、古畑らの指紋研究とも密接に関係していたからである^{〔注23〕}。

以上のような温度差が何に由来するものなのか、判断するに十分な材料は我々に与えられていない。星名が推測するように、金関は自身の人類学的見地から骨を重視しており、指紋というものに重きを置いていなかったという個人的資質によるものなのかもしれない^{〔注24〕}。しかし、こうした指紋研究における隔たりは、テキストにもある隔たりを埋め込んでいるだろう。

確かに、金関版「指紋」は〈植民／被植民〉という二項対立的な構造を持ち、その構造が〈探偵／犯罪者〉などと連繋していく。そしてそのなかであって、指紋という要素は一見、二項の前者に有利に作用するものとして機能している。しかし梗概からもわかるように、このテキストにおいて、探偵役はその役割を果たせてはいない。なぜなら、ここで犯人を指摘しているのは、探偵役の今井刑事ではなく指紋だからである。端的に言って、今井刑事は犯人の名指しに失敗しているのだ。

〈植民／被植民〉と探偵小説、それぞれの構造が親和性を持つことは前述の通りだが、その親和性が真に権力、暴力性を発揮するのは、前者が後者を、つまり〈植民＝探偵〉が〈被植民＝犯罪者〉を名指しし、その名指しが犯人と結びつく瞬間である。しかし金関版「指紋」では、探偵役による失敗という形でその瞬間が脱臼させられている。しかも、それは単に探偵役の失敗を、指紋によって補填するというものでもない。正確には、指紋もまた犯人を指摘すること、犯人に辿り着くことに失敗しているのだ。勸善懲悪的な図式であるために見過ごしやがちなのだが、ここにはいわば、二重の脱臼という奇妙な事態が生じている。それは二つの「指紋」における、指紋の機能の隔たりでもあるが、これはいかなる点へと通じているのだろうか。

指紋はその「万人不同」「終生不変」という二大特徴により、個人識別を行うための要素として機能する。それは換言すれば、指紋と指紋によって表象される個人とが、一対一で対応するという点にこそその要があるということだが、この点を基礎づけているのは指紋が、C・S・

パース的な記号分類に従えば、その対象と物理的、物質的に繋がっている「インデックス」的記号であるということだ^{〔注25〕}。この強固な結びつきがあるからこそ、指紋は現在に至るまで使用され続けてきたのだし、戦間期における奇妙ともいえる多くの指紋言説が、この「インデックス」性に触発されたものであることも言を俟たない。端的に、指紋とは世界の痕跡なのであり、存在論的な記号なのだ。

以上の確認の上でテキストに戻るならば、古畑版「指紋」は、まさにこの「インデックス」性に基づいた、痕跡としての指紋という側面を描いたものだといえよう。

然し貴君が、この方がこの処に来た事がないと云わるるならば、私は確かに来られたに違いないと主張する。M君はたしかに三十分以前にここに来た。そしてこの座席におったのに違いありません。この席の硝子にも、珈琲茶碗にもM君の指紋が有り有りつついている。

引用からわかるように、他の誰からも店にはいなかったと言われたとしても、男の指紋が店に残されている以上、過去において男は確かに店にいたのだということが、ここでは疑われない。すなわち、男がいたからこそ店に指紋が残されたという前提が、テキストを成立させている。

では、金関版「指紋」においてはどうか。このテキストにおいて陳は、指紋の一对一関係を逆手に取っており、その意味で、指紋と個人の一对一関係が崩されているわけではない。システムの裏を欠くという行為は、あくまでシステムがあつてこそ、成立するものだからだ。だが金関版「指紋」では、指紋と個人の関係が逆転していることに注意しなければならない。古畑版で描かれていたのは、男がいたからこそ指紋が残された、つまりまず個人が存在し、次にその指紋があるということだ。しかし金関版の結末には、指紋があるからこそ個人が存在するという順序が描かれているのである。そこでは、指紋が事後的に個人を生み出している。この二者における、指紋の機能の、わずかではあるが決定的な隔たり。まさにこの点に、金関版「指紋」というテキストの注目すべき点がある。なぜならここに描かれているのは、当時の指紋への眼差しが帰着する地点であるからだ。

古畑版「指紋」が発表された1926年頃とは、指紋は個人識別に効力を発揮するという、いわばその通常の機能が全国的に普及していく時期だといえる。指紋が個人の痕跡であり、一对一関係を持っているというテキストの前提は、そうした状況と無関係ではない。一方、金関版「指紋」の発表は1943年であり、古畑版「指紋」の発表

年とは、十数年に及ぶ隔りがある。この間に、指紋という身体の細部への眼差しが、ある転換を経ていたことは以前に論じた^[注26]。それこそ、個人の痕跡としての指紋から、事後的に個人を生み出す指紋へという転換である。詳細は省くが、そうした事態の象徴とも言うべきものが、「満州国」における「国民」指紋登録の試みだった。

つまり指紋登録による「実体的」な管理の対象者がすなわち「国民」なのであって、それはいわゆる「国籍」の差異を問わない。「外国人」が指紋による管理の対象である限りで「国民」となるという奇妙な論理がそこに働いている。あるいは指紋登録制度そのものが対象としての「国民」を作り出しその外延を決める^[注27]。

渡辺公三が示唆するように、そこでの指紋登録は、「国民」を管理するだけでなく、その実施こそが「国民」を構成するという逆説的な回路として機能させられようとしていた可能性が高い。幕内満雄が「その目的とするところは、討伐部隊の行動に先立って、現地において検問検索を実施し、居住証明書の一指指紋による、いわゆる「匪民識別」を行うことにあった^[注28]と述べるように、それは、「匪民」を炙り出すために実施されてもいたのだ。すなわち、指紋登録されていない人物を「匪民」とみなし、排除するという図式がそこにはある。まさしくそれは指紋登録されていない者を「国民」ではないとみなすことでもあるだろう。

すでに、戦間期日本において指紋が「国民」の連続性を担保するという言説、そして指紋は社会におけるマージナルな存在の可視化、登録を可能にするという言説が存在し、それらは「帝国日本」をまとめるという点において共通していたこと、本論で取り上げた二つの「指紋」にも以上の指紋言説が流れ込んでいることを確認したが、テキストの結末において指紋に託された機能は、完全に逆転している。その逆転は、まさしく古畑版「指紋」と金関版「指紋」との時代的隔りやのなかに存在する、指紋への眼差しの転換と連繫しているのである。

そもそも、金関版「指紋」には、よくよく考えるならば奇妙な印象を与えるところがある。陳天籟は、劉永泰という人物になりすましているわけだが、指紋に関しては、誰とも知れない乞食のそれ、つまりは劉永泰ではない人物の指紋を、劉のそれと偽って提出しているのだ。指紋とは、強力で個人を指し示し識別する記号として機能するのではなかったのか。なぜそのようなことが可能になるのか。このことと、結末における指紋の照合とをあわせて考えるならば、それは指紋による個人識別に内在している特性を指し示している。そしてそれは、探偵小説というテキストが、図らずも指紋に内在する論点を

描き出してしまう瞬間があることを、我々に教えてくれる。

先の疑問に対する答えは一つである。なぜなら指紋とは、確かにその「インデックス」性によって強固に個人を同定するものであるが、指紋がただ一つあるだけでは、その指紋が誰のものかを判断することはできないからだ。それを判断するためには、あらかじめ持ち主がわかっている指紋との照合作業が必要不可欠である。これはもちろん、アイデンティファイにおいては常に生じる問題ではあるが、顔写真などとは異なり、そのイメージ自体から個人を想起することなど不可能な指紋においては、この特性は極限まで前景化している。実際に今井刑事は、陳の顔を覚えているにもかかわらず、その指紋に欺かれてしまう。つまり顔とは異なり、指紋の紋様それ自体を覚えている人間などいないということが示されているのだ。だからこそ陳は、誰とも知れない人物の指紋を、劉永泰の指紋として提出できる。

いわば金関版「指紋」の結末で描かれるのは、例え、顔を記憶していても指紋が異なれば別人なのであり、その逆に顔などといった他のことを確認せずとも、指紋が一致するのであればそれはある特定の人物なのだということ、まさに指紋への眼差しが帰着する地点に立脚したやり取りなのである。指紋こそが個人の存在を生み出す。すでに見たように、これは「満州国」における指紋登録、つまり指紋登録したものが「国民」になるという言説とパラレルな地点にあった。

結びにかえて

以上、本論では、二つの「指紋」というテキストを、まずは同時代的状況と重ね合わせつつ考察した。この二つのテキストは、当時の「帝国日本」における植民地への眼差しや、その表裏でもあるナショナリズム的欲望が持っていた二項対立的図式を、探偵小説的な構造と関連させつつ展開したテキストだった。そのような眼差しや欲望は、同時代の指紋言説からも看取できるものであり、テキストにおいて指紋が果たす機能も、それらに基づいたものだった。しかし、二つの「指紋」を、作者の手による指紋言説やテキスト構造のさらなる比較を通して考えたとき、金関版「指紋」はそのような単純な評価に収まるテキストではないことが見えてくる。

古畑版「指紋」から、金関版「指紋」における転換に、あるいはそれらの時代的隔りに刻印されているのは、戦間期における指紋への眼差しの推移である。指紋が単に個人の痕跡として強力で機能することを描いた古畑版「指紋」からは、指紋の有効性が普及し認知されていく様子がうかがえる一方、別人の指紋を移植するというシンプルなSFの設定を持ち込むことによって、金関版「指

紋」は、指紋への眼差しが帰着する地点を端的に明示してしまっている。この点で、金関版「指紋」は（あるいは古畑版「指紋」とそれとの比較は）、指紋言説の編制とその実践の推移、そしてそこに潜む問題系への回路を開いてくれる、貴重な参照点なのだといえる。さらに、金関版「指紋」の結末におけるある要素は、指紋を捉え直すための、さらなる契機を与えてくれているだろう。結びにかえて、この点を最後に確認しておきたい。そのある要素とは結末において、指紋がカードとして振りかざされることにある。

金関版「指紋」の最終場面は、まさしく指紋による個人識別の手順を描いたものであり、そして同時に、それが脱臼する瞬間を描いている。引用によって確認しておくなら、まず、「いま採つたお前の指紋と、陳の指紋、即ち金庫の指紋とが、ぴつたりと符合すると云ふ返事が、もう其處へ来たのだ」という今井刑事の発言からわかるように、二種の指紋の照合という作業が行われる。次に、

「今井さん、いけません、全然違ひます。」と云った。今井刑事の顔からさつと血の気が退いた。（中略）「さうでない。さうでない。何かの間違いだ。何かの………」と今井刑事は、心の中で踏み止りながら陳の顔を凝視するが、「どうも可怪しい。間違いだと云ふのは確かですね。」と署員に念を押すのであつた。

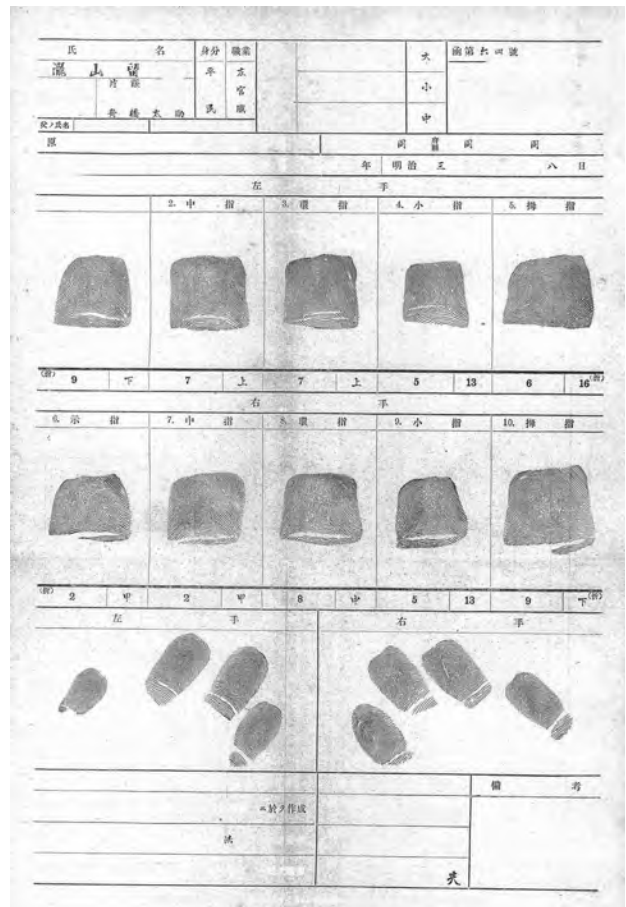
とその照合作業の失敗が語られたあと、二枚の指紋カードを手を警官が駆けてくる様子が描かれる。

廊下の向ふから、また一人の署員が、駆け足で来るのが見えた。彼は二枚のカードを頭上に振りながら、「今井さん、面白いことがあります。」と、廊下から叫んだ。

この「二枚のカード」とは、「昨年の暮れの、建成町の寡婦殺し」の凶器に着いていた指紋カードと、たった今、採取した陳の指紋カードを指すと考えられるが、この二枚のカードの指紋が同じものだと判定されたために陳は殺人犯として扱われてしまう。ここで、実際にそこに存在している陳の身体は全く顧みられず、カードこそが陳を規定している。陳が（殺人事件に関しては）冤罪をかけられているように、それは非常に暴力的に機能してしまうものである。そこでは指紋という身体の細部によって、個人が完全に把握されているのだ。本節では、ここで指紋がカードと一体化されているという点から、当時においてシステム化されていく〈指紋識別法〉がどのような「装置」なのかを確認しておきたい。

金関版「指紋」において登場する、指紋イメージが添

えられているのであろう「カード」。その詳細についてテキストの記述からうかがい知ることができないが、それはおそらく下図のようなものだったのだろう。



これは、大場茂馬による著書^{〔注29〕}に添えられた、いわば指紋登録票とも呼ぶべきもののサンプルである。当時、犯罪者に対して作成されていた書類の見本だが、左右十指の指紋を押捺する欄があり、書類上部に犯罪者の名前や住所、あるいは渾名や身体的特徴を記載できるようになっていることが確認できる。ではこのカードはいかなる役割を果たしているのだろうか。

指紋とは「インデックス」的記号である。この記号的性質があることで、この指紋登録票は単なる書類を超えた、特異なものへと生まれ変わることになる。すなわち、この登録票それ自体が、物質的に、指紋登録者（の一部）であるということ。

1908年の新刑法施行によって開かれたのは、「犯罪」という集合的な事象から「犯罪者」という個別の人的対象へと、眼差されるものが転換するという新たな地平であった^{〔注30〕}。それはミシェル・フーコーの言葉を借りるならば、個人に関する臨床的な知が生み出されていくことである。それぞれの個人に関する膨大な情報が次々と蓄積され、個々人を把握するものとして、やはり

様々な書類へと記載されていく。明確に「個人史」を語ってくれはしない犯罪者やその身体の代わりに、そうした数多の書類が、いわば個人の分身として扱われ、同時にその書類は本人の全くあずかり知らぬところで、流通し、照会され、個々人を判定するという権力回路へと投げ込まれる。個人に関する、細部に至るまでの綿密なアルシーヴの誕生。

こうした数々の書類を、自身の権力論においてフーコーが重要な要素と見たことは当然だろう。フーコーによって示された権力論とその展開は、未だその有効性を微塵も失っていないが、特に『監視と処罰』において彼が提示したものは、近代的な権力装置として「規律訓練型権力」を見出すということだった。それまでの権力論とは主として、法などによって示される一種、超越的なものによる抑圧という図式で論じられてきたが、権力とはそうではなく、むしろ様々なもの間にある関係性及びそこから生起していくものだと、フーコーは論じた。

以上のような彼の権力論において、パノプティコンや身体のの訓育化などへの注目によって見過ごされがちではあるが、先に見たような個人に関する様々な書類を、フーコーが「規律訓練型権力」に不可欠なものとして論じていることは重要である。

試験はまた個人性を記録文書の分野の対象にする。試験はその背後に、人々のさまざまな身体および日時の次元で組立てられる、微細かつ精密な記録文庫アルシーヴをそっくり残す。試験は個々人を、監視の分野の対象に加える一方では、書記行為エクリチュールの網目のなかで把えもするわけである。個々人をつかまえて定着させる部厚い記録文書のなかに入れるわけだ。(中略)《書記行為にふくまれる権力》が、規律・訓練の歯車装置における本質的な一部品として組立てられる^{〔注31〕}。

このようにフーコーは、その例として「試験」や「カルテ」、「帳簿」といった書類などを挙げつつ、個人性を「ドキュメントの領域」において把捉するものとして、そうした一連の書類を「書記行為の方式」と呼んでいる。以上は佐々木中の言葉を借りて、「規律的エクリチュール」と呼んだ方がより事態に即しているだろうが^{〔注32〕}、これはフーコーが「個人化」と名づけた過程——臨床的な知が個人の細部まで注視し、個人それぞれを一つの「事例」にしていく一連の過程——に他ならない。

知の分野のなかへの個人の（もはや種の、ではなく）登場の問題であり、学問的言説ディスクールの一般的な運用のなかへの、個別的記述や尋問調書や病歴口述書や《一件

書類》などの登場の問題である^{〔注33〕}。

個人の記述と身体とを物質的に結びつける指紋が、以上のような権力装置を裏側から強固に支えていたことは間違いない。「規律訓練型権力」とは、規範としての種々の「言説」と、監視の視線や建物における空間配置などといった「可視的なもの」を接続させつつ作動する。ここでは、何らかの時間及び空間的感覚を様々な反復によって訓育化していく身体があり、他方では個人に関する記述、すなわち「規律的エクリチュール」が生産されていく。指紋はこれらを強固に繋ぐものとして重要な役割を担うのだ。

このような点を確認したとき、戦間期日本において、指紋が果たす役割はある種の極限にまでたどり着いてしまっていたことがわかる。当時においては、指紋による管理の対象範囲拡大や個人の性質などの判別が行われていた。そこには、指紋に対しての過剰なまでの注視が存在する。そうした言説編制の極北にあるのが、指紋こそが個人を生み出す、という倒錯的な地点だった。そこで指紋は、単に個人の記述とその身体を結びつけるというだけの役割にとどまってはならず、むしろ指紋それ自体が身体でありなおかつ記述であるような、そんな存在になっている。指紋はその「インデックス」性において、そもそも身体である。一方、「規律的エクリチュール」とは、個人に対して「きみにはまだどんな子供らしさが残っているか、きみはどんな秘密の狂気にとりつかれているか、きみはどんな根本的な犯罪をおかしたいか」^{〔注34〕}などという、個人の内に潜んでいる性質を記述していくものだった。つまり身体そのものである指紋によって、「規律的エクリチュール」が代行されていたともいえるのだ。このように戦間期日本では、近代的な権力装置において指紋の占める位置が極端なまでに肥大していたのである。

以上のように、二つの「指紋」の比較は、戦間期日本における指紋という要素を論じるための、あるいはその中心となる問題機制への回路を開いてくれる。むしろ、それらは単に論点の所在地を指し示しているだけであり、それをもって批評的な視座を持っているとまでは言えないだろうし、言うつもりもない。しかし、以上を前提として、同時代における異なるテキストを眺めたとき、そこでは本論で取り上げたような問題規制への回路が異なった形で展開され、同時代的な諸言説の潜勢的な連関とその陥穽を描き出してしまっていることが見えてくるのである^{〔注35〕}。

〔附記〕 本論は、2009年8月1日に行われた、2009年度日本比較文学会北海道支部大会（於北海道大学）での

口頭発表、「〈指紋〉が語るもの——金関丈夫「指紋」と日本統治期台湾における指紋言説」の内容に大幅に加筆したものである。また引用に際し、旧字は適宜新字に改め、ルビは省略した。

【注・参考文献】

- (注1) 一柳廣孝「さまよえるドッペルゲンガー——芥川龍之介「二つの手紙」と探偵小説」(吉田司雄編著『探偵小説と日本近代』〔青弓社、2004年〕、後に一柳『無意識という物語 近代日本と「心」の行方』〔名古屋大学出版会、2014年〕に所収)
- (注2) 詳細は別の機会に論じたいが、ここでの重要な参照項として、ミシェル・フーコー『知の考古学』(慎改康之訳、河出文庫、2012年)がある。
- (注3) 特にこれは、金関丈夫について顕著である。これまでの金関評価に関しては、坂野徹「漢化・日本化・文明化——植民地統治下台湾における人類学研究」(坂野『帝国日本と人類学者 一八八四 - 一九五二年』〔勁草書房、2005年])に簡潔にまとめられている。また坂野は触れていないが、星名宏修「「血液」の政治学——台湾「皇民化期文学」を読む」(『日本東洋文化論集』第7号、2001年)でも、金関の政治性が問われている。
- (注4) 以降、本論では煩雑さを避けるためにも、古畑による「指紋」を古畑版「指紋」、林(金関)のものを金関版「指紋」と表記する。
- (注5) 初出は『探偵文藝』(第2巻第5号、1926年)。本論では、ミステリー文学資料館編『幻の探偵雑誌』5「探偵文藝」傑作選(光文社文庫、2001年)所収のものを使用した。
- (注6) 本論では、林熊生『船中の殺人／龍山寺の曹老人 第一集・第二集 日本植民地文学精選集〔台湾編〕13』(ゆまに書房、2001年)所収のものを使用した。
- (注7) 星名宏修「萬華と犯罪——林熊生「指紋」をめぐる——」(『帝国主義と文学 植民地台湾・中国占領区・「満州国」報告者論文集』〔愛知大学、2008年〕、後に『帝国主義と文学』〔研文出版、2010年〕に所収)
- (注8) 星名宏修「司法的同一性と「贗」日本人——林熊生「指紋」をめぐる・その2」(『立命館文学』第615号、2010年)
- (注9) 星名、注7前掲論文
- (注10) 詳細については以下の拙論を参照されたい。「^レ指紋、と^レ血、——甲賀三郎「亡霊の指紋」

を端緒に」(『層 映像と表現』〔Vol.2、2008年〕)、「可視化の暴力——戦前期日本における指紋」(『層 映像と表現』〔Vol.3、2010年〕)。

- (注11) もちろん、長山靖生が「帝国主義全盛の時代、多くの科学者もまた、近代国家の威信をかけた国家間競争の渦中におかれていたのである」(『千里眼事件 科学とオカルトの明治日本』〔平凡社新書、2005年〕pp. 27-28)と述べるように、それは指紋に限らず、当時の科学技術の多くにつきもののことであった。
- (注12) 星名、注7前掲論文
- (注13) 星名、注8前掲論文
- (注14) 例えば『台湾警察協会雑誌』(第117号、1927年)を参照。他にも南條には、「指紋学上より見たる犯罪指紋」(『犯罪学雑誌』第4巻第4号、1931年)や「一指々紋法」(『台湾警察時報』第212号、1933年)などの論文がある。特に『台湾警察協会雑誌』や『台湾警察時報』で指紋に関する論文を複数発表しており、台湾において指紋に造詣の深かった人物の一人である。
- (注15) 浦谷一弘「植民地統治期〈台湾〉の探偵小説——林熊生『龍山寺の曹老人』」(『花園大学国文学論究』第32号、2004年)
- (注16) 正木恒夫「シャーロック・ホームズの光と闇」(『植民地幻想 イギリス文学と非ヨーロッパ』〔みすず書房、1995年〕)、池田浩士「異境、謎の源泉 探偵小説が描いた海外進出」(『[海外進出文学] 論・序説』〔インパクト出版会、1997年〕)
- (注17) 注意を促しておくならば、当時の台湾の人々は、法的には日本国籍を持つ(日本人)だった。しかし小熊英二が『〈日本人〉の境界 沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』(新曜社、1998年)で述べるように、彼らと実際の〈日本人〉との間には区別という名の差別が様々、存在していた。その意味でこうした対立項は有効である。
- (注18) こうした点については、星名もより詳細な形ですでに指摘している(注7前掲論文)。ただし論者が本論の内容について発表した際、星名の論は参照していなかったため、そのまま記述している。
- (注19) 『指紋の論文集 第一集』(犯罪学雑誌発行所、1930年、増補版が1935年に刊行)、『指紋の論文集 第二集』(犯罪学雑誌発行所、1935年)、『指紋・掌紋・足紋に関する論文集 第三集』(犯罪学雑誌発行所、1937年)。これらに収められ

- たもの以外でも、古畑は指紋に関する膨大な文章を残している。それらについては、注10前掲拙論を参照のこと。
- (注20) 古畑種基「パラオ島民の血液型並に指紋調査」(『民族衛生』第11巻第2-3号、1943年)
- (注21) 『人類学雑誌』(第44巻11号、1929年)
- (注22) 「第十回日本民族衛生協会学術大会」(1941年11月開催)での報告(『民族衛生』[第10巻第8号、1942年]にプログラムが記載されているが、文章化はされていないと思われる)。
- (注23) 忽那将愛「日本人手掌理紋の研究」(『人類学雑誌』第46巻第8号付録、1931年)や、久保忠夫「指紋による親子鑑別」(『台湾警察時報』第285号、1939年)、「指紋の性的差異に就て」(『犯罪学雑誌』第14巻第1号、1940年)などを参照。
- (注24) ただし、すでに指摘しておいたように、星名はこの見解を示すにあたり、金関版「指紋」の結末において、指紋による個人識別が失敗に終わるという点を根拠としているのみで、金関が自身の研究では指紋をほぼ取り上げていなかったという点については論じられておらず、おそらくは調査されていない。本論で「推測」としているのは、以上の理由による。
- (注25) チャールズ・サンダース・パース『パース著作集2 記号学』(内田種臣編訳、勁草書房、1986年)、長谷正人「「想起」としての映像文化史」(長谷正人・中村秀之編訳『アンチ・スペクタクル 沸騰する映像文化の考古学^{アルケオロジー}』[東京大学出版会、2003年])を参照。
- (注26) 拙論「可視化の暴力」(注10前掲)も参照されたい。
- (注27) 渡辺公三『司法的同一性の誕生 市民社会における個体識別と登録』(言叢社、2003年) p. 367
- (注28) 幕内満雄『満州国警察外史』(三一書房、1996年) p. 62
- (注29) 大場茂馬『個人識別法 増補版』(中央大学、1912年)
- (注30) 芹沢一也『〈法〉から解放される権力 犯罪、狂気、貧困、そして大正デモクラシー』(新曜社、2001年)を参照。
- (注31) ミシェル・フーコー『監獄の誕生 監視と処罰』(田村俣訳、新潮社、1977年)、p. 192
- (注32) 佐々木中『定本 夜戦と永遠 フーコー・ラカン・ルジャンドル 下』(河出文庫、2011年) p. 97
- (注33) 注31前掲書、p. 193
- (注34) 注31前掲書、p. 195
- (注35) 例えばその試みの一つとして、拙論「指紋と血の交錯——小酒井不木「赦罪」をめぐる——」(『日本探偵小説を読む 偏光と挑発のミステリ史』[北海道大学出版会、2013年]に所収)がある。

Interval of “ Fingerprint ” : Furuhata Tanemoto, *Fingerprint* (1926) and Lin Xiongsheng, *Fingerprint* (1943)

Kisho INOUE

(School of Nursing and Social Services and Center for Development in Higher Education)

Abstract : In this paper, I try to compare two detective stories : Furuhata Tanemoto, *Fingerprint* and Lin Xiongsheng (also know as Kanaseki Takeo), *Fingerprint*. Through their comparison, I argue about discourse on fingerprints and its issues during inter-war period in Japan. In the result, we can find nationalistic desire in the continuity and conversion of look to fingerprints in the discontinuity between two texts.

Keywords : fingerprint, detective story, inter-war period in Japan, Furuhata Tanemoto, Kanaseki Takeo, Lin Xiongsheng